

都城市の地域福祉の現状と今後について

(H21.6 作成)

都城市のパーソナルデータ

本市は、平成18年1月の合併(旧都城・山之口・高城・山田・高崎)により誕生した、宮崎県の南西部、鹿児島県との県境、「都城盆地」の中央に位置する県内第2の都市で、盆地の特性(朝晩の寒暖の差、肥沃な地味)を活かした農業や畜産が盛んな地域です。註1)

住民気質は、島津発祥の地であり、明治のごく一時期には周辺町村と共に「都城県」を構成していたこともあり、今も独立自主の気風が色濃く残っております。数次の合併を経て、現市域を形成しているため、註2) 旧町村域ごとの「ウチ意識」が強く、結束力が固いという特徴があります。

註1) 地勢など



都城市
面積 653.8km²
人口密度 266 人/km²
世帯 70,578 世帯
人口 167,865 人
高齢化率 25.58%
(H21. 5.1 現在)

地域特徴

【南九州の中核都市】

東に鰐塚山系、北西に高千穂峰を仰ぐ都城盆地の霧島山の東南側、都城盆地の中央に位置し、南西は鹿児島県と接する。島津氏発祥の地。

交通の要衝として古くから栄え、肉用牛・豚・ブロイラー等の畜産が盛ん。農業産出額で全国屈指を誇る。

肉用牛・豚の産出額 全国1位、
ブロイラー 全国2位、



住民気質

独立自主の気風 地域の結束力が固い

背景

◎ 都城島津は、極めて特殊な形態の私領であった「5口6外城制」(ミニ薩摩藩的な体制)で領内支配。石高は、4万石弱。私領としては広大であった

合併の変遷

大正13年4月1日、市制施行
昭和11年 沖水村、五十市村と合併
昭和32年 志和池村と合併
昭和40年 荘内町と合併
昭和42年 中郷村と合併
平成18年 山田・高崎・高城・山之口町と合併

※旧町村域は「ウチ意識」が強い
◎市行政の拠点は 本庁と4総合支所
◎市社協の拠点は 本所と4支所

都城市の面積・人口の推移 (合併前後)

	合併前	合併後
面積	306.7km ²	653.8km ²
人口	134,800人	167,865人

※合併により 面積2.1倍、人口1.25倍に

都城市社会福祉協議会の主な事業

- 地域福祉活動推進
 - ・地区社協事業支援 (各種サロン事業、福祉学習)
 - ・ボランティアセンターの運営・社会福祉普及推進校連絡会の支援・社会福祉施設等連絡会の支援
- 福祉サービス利用支援事業
 - ・総合相談事業・障害者会社生活支援センター
 - ・地域包括支援センター・日常自立支援事業
 - ・各種福祉資金貸付事業
- 在宅福祉サービス事業 (高齢者福祉)
 - ・介護保険事業 (指定訪問介護、居宅介護支援、指定通所介護事業)
 - ・(障害者福祉)
 - ・特定障害者居宅支援事業・指定身体障害者サービス、外出支援サービス事業、点字図書館の運営 等

地域福祉計画の策定状況

平成18年に合併をしたこともあり、旧市・旧町間で計画の策定の時期及び取組状況に差があります。註3) 旧市地域は、平成15年5月に地域福祉計画を策定しました。早期策定の要因は、註4)のとおりです。

註3) 地域福祉計画の策定状況・策定年月日及び取組状況

	策定状況	策定年月	地域福祉の推進組織の有無
旧市 (11) 地区	○	H15.5	有 (11地区：各地区1つずつ)
旧 山田町	○	H16.3	有 (H19.11に立ち上げ)
旧 山之口・高城・高崎	○	H20.4	有 (山之口：H19.12 高城・高崎：H20.6)

註4) 旧市計画の早期策定の要因 (社会福祉法等の改正を除き、大きく3つ上げられます)

- ①地域福祉を進めやすい下地が十分にあった。
旧市の地域特性(長年の「地区・自治公民館活動」で構築された住民自治組織がしっかりしており、福祉に対する住民の意識が高い)や 住民気質 (独立自主の気風、ウチ意識の高さ)が理由として考えられる。
- ②市政(まちづくり)の指針自体が地域福祉の考え方を内包していた。
平成元年に宣言した「ウエルネス」を旗印に、「市民が主役」「ソフト先行」のまちづくりを進めてきたこと。また、早期から「地域福祉」の考え方に着目し、平成8年には「地域福祉構想(市)」を策定しています。
- ③旧市 社会福祉協議会が「全社協モデル事業・モデル地区指定」を受託したこと。
社協が福祉の観点からウエルネスをサポートし、地域福祉の推進に努めてきた取り組みが評価され、H12年度～H13年度の2年間、全社協の「地域福祉計画モデル事業・モデル地区指定」を受けたこと。(この機会に知り合った多くの専門家・研究者の方々には、計画策定時だけでなく、現在にいたるまで適宜、助言・情報等をいただいております。)
これらの積み重ねが、早期に地域福祉計画を策定できた要因であったと考えます。

都城市(旧市地域)の地域福祉計画の特徴・活動状況

平成15年5月に地域福祉計画(全市域)と地域福祉活動計画(11地区)を策定し、旧市の指針であった「ウエルネス都城」註5)の実現に向け、「11の生活圏域」註6)と「旧市全域」の“元気”をどのように創っていくかについてまとめたものです。特徴として次の5つが上げられます。

旧市地域の特徴

- ① 計画が基本になる「市計画」と11中学校区毎の行動指針の「地区福祉(活動)計画」から成る2層立てとなっていること。
- ② 「公民協働」(住民・行政・社協が一緒に)で作成した計画であること。
- ③ 子ども(小学生)から高齢者まで幅広い世代・職種の市民が参画し、ワークショップを繰り返しながら、自らの地域の行動計画(地区福祉(活動)計画)を作り上げたこと。
- ④ 11地区から出てきた意見・提言を「市計画」に反映させたボトムアップ型の計画であること。
- ⑤ 活動の指標となる「7つの合言葉」註7) を作ったこと。

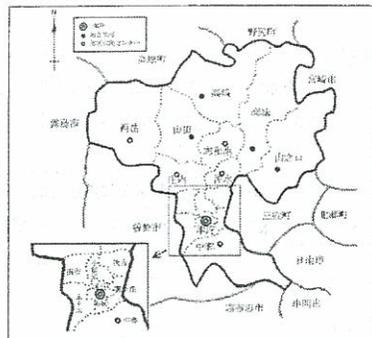
註5)「ウエルネス都城」

平成元年10月、全国の自治体で初めて「ウエルネス都市」を宣言しました。「市民が主役」「ソフト先行」をまちづくりの基本姿勢に据えて、市民主導によるまちづくりを積極的に展開してきました。

旧市の第四次総合計画(H13～)は「ウエルネス」を基本に据えて実施。「プラス発想と自己責任のもと、今よりも良くなる。より良い状態になろう」という意味で使用しました。一言でいうと「元気」です。人・まち・自然を元気にすることが「健康文化都市、拠点都市、循環都市」の創造につながるという考え目標像

「人が元気、まちが元気、自然が元気」

註6)「11の生活圏域」



* 姫城・妻ヶ丘・小松原・祝吉・五十市

横市・神水・志和池・庄内・西岳・中郷

註7)「旧市計画」と「地区福祉(活動)計画」「7つの合言葉」「社協地域福祉活動計画」は別添を参照下さい。

旧市(11)地区 活動状況

既存の地域福祉計画に沿って、各種施策を推進している状況です。(社協が積極的に支援)

平成17年には、全地区の地区公民館内に「地区福祉推進委員会・地区社協」の事務局が設置され、各地区のニーズに沿って、週1～2回、福祉に関する相談等にに応じています。註8)

また、現在、市社協がニッセイ財団の「高齢社会先駆的事業助成」(註9)を受け、西岳・庄内・中郷の3地区をモデル地区に、各地区で特色ある福祉事業を展開しているところです。

註8)「地区福祉推進委員会・地区社協」

ともに社協の構想に沿って、旧市(11)地区に設置されている住民を主体とする地域福祉の推進組織を指します。活動内容は同様で、H19年度より11地区全部が「地区社協」の名称に変わりました。

「地区福祉推進委員会」は昭和57年より地区に設置。「地区社協」は、市の第三次総合計画後期実践計画に位置付けられた「地域福祉推進モデル事業」として、平成10年度に設置されました。民生委員や自治公民館長といった地域を知り尽くしている人物が会長となり、メンバーには学校や福祉施設、農協が加入するなど、その地区の特徴が表れています。以前は、会長宅が事務局となっていたのですが、誰もが利用できる活動拠点(場)を設けてほしいとの要望を受け、平成17年度より、各地区公民館内に事務局を設置することとなりました。

主な活動として、

- ①福祉なんでも相談、②ふれあいいきいきサロン活動、③地域福祉を語るつどい、④在宅介護者のつどい、⑤福祉座談会・福祉学習会、⑥見守りネットワーク活動、⑦軽度生活援助事業、⑧紙おむつの配布 等を行っています。

註9) ニッセイ財団の「高齢社会先駆的事業助成」

財団法人日本生命財団(以下ニッセイ財団)による「高齢社会先駆的事業助成」を受けて、社協が取り組んでいる事業のことで、期間は3年間(H17.10～H20.9)、民間財源を活用しての取り組みです。

「西岳地区(共遊)よく遊ぶ」小地域(町単位・自治公民館単位)の活動

「庄内地区(共育)よく学ぶ」地域ぐるみで共に学び、育つ福祉教育の推進

「よく生きる(共生)中郷地区」「ふるさと再発見」人材バンクを立ち上げ、地域一丸で福祉のまちづくりを推進

旧山田町 特徴・活動状況

平成16年3月に旧町の地域福祉計画を策定しました。計画書に基づき、活動を行っていましたが、合併により行政サービスに若干の変更がでてきたため、当初の計画どおりに進んでいない状況です。合併前の行政サービスがかなり手厚かったこともあり、旧市のような住民主体の地域福祉推進組織はない状況にありましたが、平成19年11月の地区総会を経て、地域福祉推進組織が立ち上がり、現在活動中です。

旧高崎・高城・山之口町 特徴・活動状況

合併をひかえていたこともあり、旧高崎・高城・山之口町では、地域福祉計画を策定していませんでしたが、旧町の地域事情・特性を反映させるために、平成18～19年度の2年間をかけて、3地区の地域福祉計画を策定しました。計画を推進するための組織については、平成19年12月に山之口、平成20年6月に高城と高崎で、それぞれ設立総会を行い、組織が立ち上がったところで、これから実践のスタートです。

現状分析と今後の進め方

旧市の地域福祉計画の特色は、次の3つにあると考えています。

- ① 早期に2層立ての計画(市域計画、小地域の計画)を策定したこと。
- ② 小地域の計画(11地区)を住民自身が策定し、実際に実践し、進行管理していること。
- ③ 計画づくりを住民・行政・社協が協働で行い、社協の活動計画との整合性が図られていること。

特に、②の部分 住民が自らの生活圏域に係る計画策定に関与し、その実践と進行管理を行っている点と、実践を通して住民内に根付きつつある福祉意識の高さが評価のポイントであると考えています。

本市では、自治公民館が非常に活発に活動しており、地域福祉活動の中核を担っていますが、一朝一夕にできたのではなく、社会教育法(第20条)に基づく昭和40年代からの社会教育の領域での様々な取り組みの積み重ねや、「ウエルネス」の実現に向け、社協がさまざまな「しかけ」を行うことで、意識付けを行ってきた経緯があります。

15地区の行動指針が揃った今、これまでの取り組みを振り返るとともに、新市としての計画を策定する時期を迎えましたが、これまでの積み重ねを大切にしながら、進めていく必要があると考えています。

新市 地域福祉計画の策定について

「既存の福祉制度の谷間にある部分を解決するためのしくみづくり」のために、2層構造の地域福祉計画を策定してから5年が経過しました。その間、合併による生活圏域の拡大(11→15地区)、障害者自立支援法(H17)の制定や関連法令等の改正など、さまざまな変化がありました。そこで、今年、新市の地域福祉計画の策定作業を行い、改めて本市の地域福祉推進の方向付けを行うものです。

見直しの背景

合併による生活圏域拡大(11→15地区へ)、旧市・旧町の差、関連法律の制定、改正など

基本的な考え方

- @ 旧市計画をベースにしなが、現状・今後を踏まえたものにします。
- @ 策定がボトムアップなので、見直しもボトムアップで行います。(11+4地区の活動・意見等を反映させる)
- @ 計画策定に絡めて、地域のキーパーソン(公民館長、民生委員など)への研修も行う予定です。

見直しの期間

平成20年度中(～平成21年3月)

新市地域福祉計画:平成21年12月完成予定

今後の予定: @ワーキング会議(H21.7月～9月に4回開催) @策定委員会(H21.8月～9月に2回開催)
@庁内会議(H21.9～10月) @パブリックコメントの実施(H21.11月実施) @公表(広報H22.2月号に掲載)

これまでの旧都城市の地域福祉活動の取組み

●平成元年～3年度 ●平成4年度～6年度 ●平成7年度～8年度 ●平成9年度～10年度 ●平成11年度～13年度 ●平成14年度～16年度 ●平成17年度～

